

日影による中高層建築物の高さの制限	該当 条文	法第56条の2 令第135条の13
建築物が第一種低層住居専用地域の内外にわたる場合の日影規制の適用		
□ 内 容 建築物が第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の内外にわたる場合、日影規制の適用はどうか。		
□ 取 扱 図1 一中高部分が10mを超えているので、規制対象となり、すべての対象区域内に生ずる日影が制限を受ける。 図1 図2 一低・二低部分が3階以上なので、規制対象となるが、10m以下なので、<u>一低・二低内に生ずる日影のみ</u>が制限を受ける。 図2 図3 一低・二低部分の軒高が7m以下、かつ、2階以下であり、一中高部分が10m以下なので、規制対象とならない。 図3		
□関連資料 日影規制解説（東京都建築安全条例とその解説）		